

一般財団法人省エネルギーセンターにおける 常勤理事の募集について（募集要領）

一般財団法人省エネルギーセンターの常勤理事を募集しますので、お知らせします。

1 募集する役員の役職及び募集人員

代表理事候補者（常勤：専務理事） 1名

理事候補者（常勤：総務等担当常務理事） 1名

2 任期

2026年（令和8年）6月に開催予定の定時評議員会で選任後、経済産業大臣認可を経て就任。2028年（令和10年）6月に開催予定の定時評議員会終結までの2年間。

3 職務内容

別紙のとおり。【職務内容書Ⅰ：代表理事・専務理事】

【職務内容書Ⅱ：総務等担当常務理事】

4 公募期間

2026年（令和8年）3月2日（月）から2026年（令和8年）5月7日（木）17時30分まで必着とします。

5 応募方法

（1）応募書類

ア 履歴書（市販の用紙で可。写真（6ヶ月以内に撮影したもの。）貼付のこと。自筆、パソコン使用いずれにても可。

（注）「職務内容書」の[必要な資格経験等]の如何を確認し得る内容が記載されていることが望ましい。

イ 自己アピール文書（A4横書き3～5枚程度。パソコン使用のこと。）

（注）自らが当該ポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめたもの。

(2) 提出方法

郵送に限ります。なお、Eメール及び持参での応募は受け付けておりません。封筒表に「**公募申請書在中**」と記載してください。

(3) 提出先

郵便番号：108-0023

住 所：東京都港区芝浦二丁目11番5号五十嵐ビルディング5階
一般財団法人省エネルギーセンター経営管理本部内
役員公募事務局 担当：折橋

2026年（令和8年）5月7日（木）17時30分までに必着

- (注) ①応募書類については、返却いたしません。
②応募に係る費用（面接等に係る交通費等含む。）は、全額応募者負担とします。
③応募書類に記載された個人情報、本応募の選考及び連絡の目的にのみ使用します。

6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

- (1) 提出書類により応募資格等を確認の上、書類選考を行い、この合格者について「役員候補者選考委員会」の委員による面接を行います。
- (2) 役員候補者選考委員会において、前項の面接を行った応募者の経歴及び資格等について審議し、同委員会として推薦できると認められる者を役員候補者名簿に登載します。
- (3) 評議員会において、役員候補者名簿に基づき、理事候補を選任します。
- (4) 経済産業大臣への認可手続きを行います。
- (5) 認可により理事となった者による理事会において各々代表理事・専務理事及び常務理事に選任されます。

(注) 審査の過程に関するご質問については、一切お答えできません。

7 問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター

郵便番号：108-0023

住 所：東京都港区芝浦二丁目11番5号五十嵐ビルディング5階

電話番号：03-5439-9710 FAX：03-5439-9719

経営管理本部長 折橋 正敬 (m.orihashi@eccj.or.jp)

職務内容書 I (代表理事・専務理事)

1 職務内容

- (1) 法令及び本財団定款の定めにより、本財団を代表し、会長を補佐して理事会を構成して事業、予算及び人事等を総括する役割を担うこと。
- (2) 経営方針を立案するとともに、全体の業務に関する総合調整を行うこと。
- (3) 財団の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して業務を推進すること。
- (4) 経済産業省等関係省庁その他関係団体との折衝を統括すること。
- (5) 理事会・評議員会・運営諮問委員会等の運営を統括すること。
- (6) 組織の内部統制・コンプライアンスを指揮監督・指導すること。

2 必要な資格、経験等

- (1) 年齢が任期開始時点で 70 歳に達していないこと。また心身ともに健康であること。
- (2) 2026 年（令和 8 年）6 月の評議員会で専務理事として選任され得る立場にあること。
(兼業、兼職はできない。)
- (3) 当センターの事業目的を達成するため、我が国内外における省エネルギー推進への貢献と同時に、センターの健全な経営と組織の発展を実現できる企画力・指導力を十分に有していること。
- (4) 公益性の観点を踏まえて、業務を遂行できる高い倫理観を有すること。また、経験に基づく折衝力・調整力により、経済産業省等関係省庁その他の機関と連携しながら事業を円滑に進める能力を十分に有していること。
- (5) 省エネルギーを始めとするエネルギー環境分野及び中小企業を含む産業活動分野に関し、豊富な知見と業務経験を有していること。また、国際協力に係る業務経験を十分に有していること。
- (6) 組織の内部統制、労務管理、コンプライアンス、危機管理等について十分な知見・経験・能力を有するとともに、職員の士気向上のために指導力を発揮できる能力を十分に有していること。

3 欠格事項

- (1) 当センターは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）に基づく指定試験機関、登録研修機関及び指定講習機関であることから、次の者は、役員となることができない。

- ① 省エネ法又は省エネ法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 経済産業大臣による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者

(2) 役員の解任

次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議を経た上、省エネ法第64条の規定により、経済産業大臣の認可を受けて解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ③ 省エネ法第65条の規定に基づく解任命令を受けたとき。

4 勤務条件

勤務形態 常勤

勤務地 〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号

五十嵐ビルディング5階

勤務時間 勤務時間又は休暇に関し特段の定めはありませんが、当センター職員に準じた勤務になります。

役員報酬 当センター役員報酬規程に基づき会長が決定します。

福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）

その他 当センターの諸規程等の定めるところによります。

以 上

職務内容書Ⅱ（総務等担当常務理事）

1 職務内容

- (1) 常勤理事として、この法人の業務を執行する。
- (2) 重要な経営方針の立案に参画する。
- (3) 行政機関等その他関係機関・団体との折衝を分担する。
- (4) 以下の業務に関しての総括を行う。
 - ①法人における経営管理の総括業務として、理事会・評議員会・運営諮問委員会の運営、人事労務調整業務及び財務管理の執行管理、事業計画、収支予算に係る業務、特定個人情報管理、衛生委員会業務その他総務業務
 - ②法人における国際協力推進業務として、我が国省エネルギー関連諸施策及び省エネルギー関連分野の技術移転に関する国際協力活動に係る指導、助言、支援等を行う業務

2 必要な資格、経験等

- (1) 年齢が任期開始時点で 65 歳に達していないこと。また、心身ともに健康であること。
- (2) 2026 年（令和 8 年）6 月の評議員会で常勤理事として選任され得る立場にあること。（兼業、兼職はできない。）
- (3) 省エネルギーを始めとするエネルギー環境分野及び中小企業を含む産業活動分野に関し、豊富な知見と業務経験を有していること。また、国際協力に係る業務経験を十分に有していること。
- (4) 相当程度の組織規模を有する法人、企業、官庁、研究機関等において管理職としての豊富なマネジメント経験を有し、かつリーダーシップを発揮した顕著な実績を有すること。
- (5) 国際業務を分掌することから、当該業務に関する業務経験を有すること。
- (6) 法人経営、会計、人事及び労務管理に関する十分な知識又は業務経験を有すること。
- (7) 円滑な渉外交渉（対外折衝を含む。）を行い、的確な調整ができる十分な能力と業務経験を有すること。
- (8) 中立性、公平性を担保して業務を遂行できる高い倫理観を有すること。

3 欠格事項

- (1) 当センターは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）に基づく指定試験機関、登録研修機関及び指定講習機関であることから、次の者は、役員となることができない。

- ① 省エネ法又は省エネ法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ② 経済産業大臣による命令により解任され、解任の日から 2 年を経過しない者

(2) 役員の解任

次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議を経た上、省エネ法第 64 条の規定により、経済産業大臣の認可を受けて解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ③ 省エネ法第 65 条の規定に基づく解任命令を受けたとき。

4 勤務条件

勤務形態 常勤

勤務地 〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目 1 1 番 5 号
五十嵐ビルディング 5 階

勤務時間 勤務時間又は休暇に関し特段の定めはありませんが、当センター職員に準じた勤務になります。

役員報酬 当センター役員報酬規程に基づき会長が決定します。

福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年 1 回）

その他 当センターの諸規程等の定めるところによります。

以 上